

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	・別第II非	債参加者	行及場特	争入札国	非入札国	者価格第I	特・別第I加	国債参市場	入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	法入決定の
-------	-------	-------	-------	--------	------	------	------	------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

競争入札発行」という。及び
 格競争入札発行」という。及び
 後に行われる入札であつた
 務大臣が各限額市場特別
 にごとに発行（以下、国債市場も
 による発行）以下、国債市場も
 別加者・第II非価格競争入札
 発行参加者・第II非価格競争入札

各申込みの応募額を割り当てる。各
 当てる。各
 各限額市場特別参加者ごとの
 各申込みの応募額を割り当てる。各
 申込みの応募額を割り当てる。各

額面金額で一兆八千七百億
 うに基づき発行した利付債の
 定に基づき発行した利付債の
 ついては、千四百五十万、千
 四十七億、千四百五十万、千
 運営に必要なる財源の確保に
 ため、公債の発行の特例に
 法律第二十一条の規定に基

十 十
三 二

十 十
イ 一
発

九 八
振 額 最

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発	振 額 最	行 争 非 者 特
払 過 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 札 格 行 行	替 低 行 争 非 者 特	入 価 ・ 別
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 札 格 行 行	単 額 面 金	札 格 第 参
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日	位	発 競 II 加

る 定 り 払 募 年
 。 す 算 込 入 一
 る 出 金 決 ・
 期 し 額 定 ○
 日 た に の パ
 に 金 加 通 ー
 払 額 え 知 セ
 い を 、 を ン
 込 第 次 受 ト
 む 二 の け
 も 十 算 た 者
 の 号 に は
 と に に は
 す 規 よ 、

十 額 十 額 平 十 額 十 額
 一 面 銭 面 成 一 面 銭 面
 銭 金 以 金 二 〇 倍 十 七 年 十 二 月 二 十 一 日
 額 上 額 十 七 年 十 二 月 二 十 一 日
 百 の 百 十 七 年 十 二 月 二 十 一 日
 円 そ 円 十 七 年 十 二 月 二 十 一 日
 に れ に 十 七 年 十 二 月 二 十 一 日
 つ ぞ つ 十 七 年 十 二 月 二 十 一 日
 き れ き 十 七 年 十 二 月 二 十 一 日
 九 の 九 十 七 年 十 二 月 二 十 一 日
 十 応 十 十 七 年 十 二 月 二 十 一 日
 九 募 九 十 七 年 十 二 月 二 十 一 日
 円 価 円 十 七 年 十 二 月 二 十 一 日
 三 格 二 十 七 年 十 二 月 二 十 一 日

す 額 の 振 五
 〇 〇 記 替 万
 数 又 の 法 円
 の 記 規 定
 金 録 は による
 額 に 、 振 替
 によ る も の 面 座
 の 金 簿

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{365}$$

十四 初期利子

平成二十八年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成四十七年十二月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十七年十二月二十一日

十九 入札参加

財務大臣から通知を受けた者

十八 払場所

日本銀行

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十六 償還期限

平成四十七年十二月二十日

十五 償還金額

額面金額百円につき百円

十四 初期利子

平成二十八年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{365}$$

十三 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成四十七年十二月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者